

# 仕 様 書

## 1. 派遣業務の表示

腎臓・高血圧内科部における事務業務

## 2. 派遣業務の場所

国立循環器病研究センター

(大阪府吹田市岸部新町6番1号)

## 3. 派遣契約期間

2025.5.13                      ～ 2025.12.5

※初回契約時：3ヶ月毎の更新

## 4. 派遣業務時間等

① 従 事 日   : 週 3 日

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)を除く)

② 従 事 時 間   : 10:00   ～   17:00 (休憩 : 1時間 )

6 時間00分

※勤務時間・曜日は応相談。

## 5. 派遣人員

1 名

## 6. 派遣元事業者の条件

- ① 労働者派遣事業にかかる許可を得ていること。
- ② 派遣元事業者と派遣職員との間で労働基準法第36条の「時間外・休日労働に関する協定」が締結されていること。
- ③ 派遣元事業主は、派遣元責任者講習を終了した責任者を選任すること。
- ④ プライバシーマークの認定を受けている者であること、又は事業者内で「個人情報保護規程」等を有し、事業者の組織としての個人情報保護体制が整備されていること。

## 7. 派遣職員の条件

- ① 明るく協調性があり、業務に対して誠実かつ積極的に取り組める方
- ② 国立循環器病研究センターでの勤務が可能な方
- ③ 簡単なパソコン操作 (WORD、EXCEL、メール、フォーム入力等) ができる方
- ④ 事務経験があれば望ましい

## 8. 派遣業務内容

- ①腎臓・高血圧内科部における事務業務（書類作成、整理、保管）
- ②研究費の管理
- ③診療部長のスケジュール調整・管理・連絡等

## 9. 派遣職員の届出

派遣元事業主は、派遣業務要員の氏名等を記した書面及び上記7.に定める要件を満たすことを証する書面などを、事前に派遣先事業主に提出し、承認を受けるものとする。

## 10. 派遣業務の報告

派遣職員は毎日の作業終了後、作業記録を作成し、指揮命令者の確認印を受けたうえ、1ヶ月分をとりまとめ、当センター腎臓・高血圧内科部に提出するものとする。

## 11. 特記事項

- ・ 派遣元事業主は、原則として同一の派遣職員を派遣するものとし、事故などにより派遣できない場合は、当センター指揮命令者と協議のうえ、同資格者の派遣職員を派遣するものとする。
- ・ 派遣元事業主は、派遣職員が病気又は休暇等により勤務できないときは、原則として事前に当センター指揮命令者と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- ・ 派遣職員は、業務中に疑義が生じた場合は、その都度、当センター指揮命令者に報告し、その指示に従うものとする。
- ・ 派遣職員は、勤務にあたり当センター職員と協調性をもって業務遂行すること。
- ・ 派遣職員は、職務上知り得た事項については秘密の保持を堅持しなければならない。機密保持の義務は、業務履行期限終了後も存続する。
- ・ 派遣完了報告書は、毎月の業務終了後、速やかに当センター腎臓・高血圧内科部へ送付するものとする。
- ・ その他詳細については、派遣先責任者、指揮命令者及び当センター担当者の指示によるものとする。